

新	旧
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)
第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。	第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。
略	略
<u>都市ブランド教育委員会</u> 10人	<u>教育文化委員会</u> 10人
略	略
<u>保健福祉子ども委員会</u> 10人	<u>保健福祉委員会</u> 10人
略	略
<u>環境水道防災委員会</u> 9人	<u>環境水道委員会</u> 9人
略	略
<u>都市戦略整備委員会</u> 9人	<u>建設建築委員会</u> 9人
略	略